

廃棄物関連政策

1. 固形廃棄物

■ 固形廃棄物管理関連法令

1991年	ラオス国憲法（17条） すべてのラオス国民は環境及び天然資源（土地、地中、森林、動物相（ファウナ）、水資源、大気）を保護しなければならない。
1991年	環境保護法（3章23条防止策及び公害管理） あらゆる種類のごみの廃棄は禁止されている。ごみ廃棄場は割り当てられなければならない、ごみは廃棄前に分別されなければならない。政府はごみ取扱、再利用、リサイクルのための技術の実施を支援しなければならない。あらゆる種類の危険廃棄物は、ラオス国の陸海空の国境を越えて輸入、移送や運ぶことは禁止されている。
2002年	環境保護法実施における法令 同法令内の4章14条の環境的質の基準及び15条の公害規制に記載。
2010年	天然資源環境省(MONRE)が設立され、既存の環境行政を一元化するとともに、廃棄物処理を管理

■ 固体廃棄物の管理

国家気候変動戦略、FNC、環境戦略2020、で提言されている軽減策は以下を含む。

- a) 3Rの適用を通じて廃棄物の生成を減らす
- b) 主に都市部とその周辺地域において固形廃棄物の収集サービスの性能を高める
- c) 有機栽培の肥料を製造するために有機物質を堆肥にする
- d) 廃棄物処理植物からの家庭のスラリー（懸濁液）と腐敗物からの下水スラッジ（汚泥）の効果的な管理
- e) もし財政的に実行可能であれば、既存の埋め立て地を改良して、メタンを捕獲する新しい埋め立て施設の建設
- f) 廃棄物管理を環境的に継続的な都市化開発に組み入れる
- g) 廃棄物管理セクターにおいて、クリーン開発メカニズムや他の財政的メカニズムを推進する

廃棄物管理における3つの軽減オプションが国家気候変動戦略に盛り込まれている。

- 1) 廃棄物の生成を減らすための教育及び認識
- 2) 3Rの実践
- 3) 3) 廃棄物のエネルギーや肥料への転換

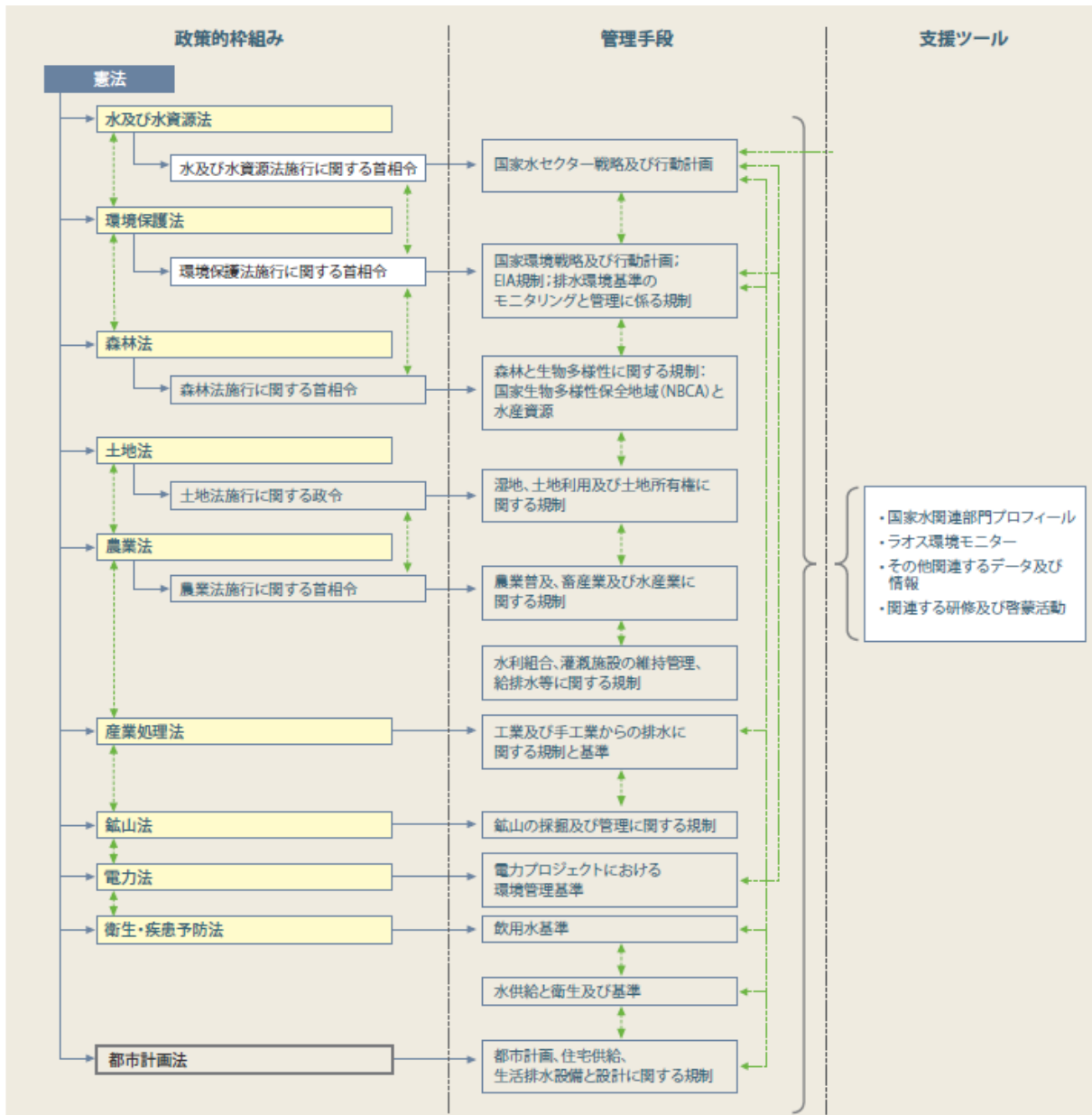
出典：UNFCCC, 2nd NC

■ 固体廃棄物管理に関連する省庁

機関名	責務
天然資源・環境省（MoNRE）	固形廃棄物管理に関する環境的な問題について責任がある。
公共事業・交通省（MPWT）	同省の住宅・都市計画局（The Department of Housing and Urban Planning (DHUP)）は都市計画及び都市開発に責任がある。
都市開発行政機関（The Urban Development and Administrative Agency）	各都市の同機関は都市の固形廃棄物の回収及び廃棄に直接責任がある。

## 2. 排水

### ■ 水質管理に関連する法令図



出典：環境省・IGES「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）アジア水環境管理アウトルック 2018」